

【参考資料】

平成30年度密度補正単価等（対前年度比較）

（単位：円）

費目	測定単位	密度補正区分	事項	30年度 A	29年度 B	差 A - B	引 C / B	増減率 C / B	
下水道費	人	口	排水人口	480	455	25		5.5	
			排水面積（千㎡あたり）	2,822	2,676	146		5.5	
小学校費	児童数	I	スクールバス・ボート	6,136,000	6,307,000	-171,000		-2.7	
中学校費	生徒数	I	スクールバス・ボート	6,136,000	6,307,000	-171,000		-2.7	
その他の教育費			市町村立高等専門学校	693,000	697,000	-4,000		-0.6	
			市町村立短期大学学生	理化学系、工学系、農学系、保健系学科	891,000	901,000	-10,000		-1.1
				文科系学科	356,000	357,000	-1,000		-0.3
				家政系及び芸術系学科	600,000	602,000	-2,000		-0.3
			市町村立大学学生	医学部	3,802,000	3,840,000	-38,000		-1.0
				理科学系学部	1,600,000	1,647,000	-47,000		-2.9
				保健系学部（医学部を除く）	1,830,000	1,884,000	-54,000		-2.9
				社会科学系学部	212,000	212,000	0		0.0
				人文科学系学部	439,000	441,000	-2,000		-0.5
				家政系及び芸術系学部	821,000	826,000	-5,000		-0.6
			市町村立特別支援学校	幼稚園幼児数	40,000	41,000	-1,000		-2.4
				小・中学部児童・生徒数	475,000	300,000	175,000		58.3
				高等部（本科）生徒数	555,000	525,000	30,000		5.7
				〃（別科・専攻科）生徒数	697,000	557,000	140,000		25.1
				市町村立保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園に在籍する1号認定子どもの数	386,000	369,000	17,000		4.6
				私立幼稚園幼児数	66,500	60,000	6,500		10.8
生活保護費	市部人口		被生活保護者	157,480	157,500	-20		0.0	
社会福祉費	人	口	公立保育施設在籍人員数	770,589	769,360	1,229		0.2	
			私立保育施設在籍人員数	192,647	195,906	-3,259		-1.7	
			保育所等の障がい児受入人員数	1,509,000	0	1,509,000		皆増	
			地域型保育給付に係る子どもの数	533,461	635,463	-102,002		-16.1	
			障害福祉サービスのうち居住系サービス利用者	419,723	408,578	11,145		2.7	
			障害福祉サービスのうち日中活動系サービス利用者	470,582	459,689	10,893		2.4	
			障害福祉サービスのうち訪問系サービス利用者	339,749	326,631	13,118		4.0	
			児童手当支給対象児童数（3歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）	16,000	16,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）	30,000	30,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第1・2子分）及び（施設等受給資格者分）の計）	20,000	20,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1・2子分）	20,000	20,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）	30,000	30,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）	30,000	30,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）	20,000	20,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）	20,000	20,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）	180,000	180,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分）	120,000	120,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）	180,000	180,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）	120,000	120,000	0		0.0	
			児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（被用者・特別給付分）、（3歳～小学校）（被用者・特別給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（被用者・特別給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（被用者・特別給付分））	10,000	10,000	0		0.0	
児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（非被用者・特別給付分）、（3歳～小学校）（非被用者・特別給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（非被用者・特別給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（非被用者・特別給付分））	10,000	10,000	0		0.0				
児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（地方公務員・特別給付分）、（3歳～小学校）（地方公務員・特別給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（地方公務員・特別給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（地方公務員・特別給付分））	60,000	60,000	0		0.0				
児童扶養手当支給対象者	16,895	17,242	-347		-2.0				
診療所	人	口	診療所	7,100,000	7,100,000	0		0.0	
			診療所病床	375,000	377,500	-2,500		-0.7	
			簡易水道等給水人口	4,730	3,629	1,101		30.3	
			簡易水道高料金対策 （資本費単価 174円/㎡を超える部分の資本費）	算入率 0.5	算入率 0.5				
			簡水債元利償還金・許可額（平成3年度以降許可可償） （ただしH13許可 債までは1/4）	算入率 9/40 （ただしH13許可 債までは1/4）	算入率 9/40 （ただしH13許可 債までは1/4）				
			（未普及解消緊急対策事業上乗せ分）	算入率 1/6	算入率 1/6				
			市町村立病院病床（旧特例分含む）	750,000	755,000	-5,000		-0.7	
			市町村立病院病床（新特例分に限る）	345,000	345,000	0		0.0	
			市町村立大学附属病院病床	525,000	528,500	-3,500		-0.7	
			市町村立リハビリ病院病床	525,000	528,500	-3,500		-0.7	
			救急告示病床数	32,900,000	32,900,000	0		0.0	
			救急告示病床数	1,697,000	1,697,000	0		0.0	
			病院事業債元利償還金繰出基準額 （平成3年度以降平成13年度以前許可可償） （平成14年度以後許可可償）	算入率 0.6 算入率 0.45	算入率 0.6 算入率 0.45				
			市町村立大学附属病院事業債元利償還金繰出基準額 （平成5年度以降平成14年度以前許可可償） （平成15年度許可可償（平成14年度基本設計等着手分）） （平成15年度以後許可可償）	算入率 0.4 算入率 0.3 算入率 0.225	算入率 0.4 算入率 0.3 算入率 0.225				
			水源開発等に係る繰出基準額 上水道高料金対策 （資本費単価 148円/㎡を超える部分の資本費）	算入率 0.5 算入率 0.5	算入率 0.5 算入率 0.5				
			一般会計出資債元利償還金・許可額	算入率 0.45	算入率 0.45				
看護師養成所生徒数	472,000	437,000	35,000		8.0				
高年齢者保健福祉費	65歳以上人口		【国保基盤安定繰出分】 補正後保険料軽減者1人あたり市町村負担額（均等割相当分）	3,622	3,540	82		2.3	
			補正後保険料軽減者1世帯あたり市町村負担額（平等割相当分）	2,745	2,739	6		0.2	
			補正後保険料軽減者（保険者支援分）	4,349	4,215	134		3.2	
			【人件費・助産費・光熱水費等需要費一般財源化分】 一般被保険者	3,740	3,431	309		9.0	
			【国保安定化支援繰出分】	算入率 0.8	算入率 0.8				
			養護老人ホーム被措置者	2,609,000	2,691,000	-82,000		-3.0	
			居宅介護サービス及び地域密着型介護サービス受給者（給付費分）	198,800	183,800	15,000		8.2	
			施設介護サービス受給者（給付費分）	399,800	409,800	-10,000		-2.4	
			介護サービス受給者（介護保険事務費分）	15,400	14,600	800		5.5	
			生活支援ハウス1施設あたりの運営費単価（年間平均利用者数が5人/月以下の施設）	4,228,000	4,141,000	87,000		2.1	
生活支援ハウス1施設あたりの運営費単価（年間平均利用者数が6～10人/月の施設）	5,353,000	5,243,000	110,000		2.1				
生活支援ハウス1施設あたりの運営費単価（年間平均利用者数が11人/月以上の施設）	8,429,000	8,256,000	173,000		2.1				
清掃費	人	口	入湯税納税義務者	5,020	5,080	-60		-1.2	
農業行政費	農家数	I	農業共済事業に係る引受戸数1戸あたりの事務費単価	17,534	13,594	3,940		29.0	
			田の面積（1haあたり）	5,623	5,613	10		0.2	
			畑（樹園地を含む）の面積（1haあたり）	3,583	3,578	5		0.1	
			草地の面積（1haあたり）	506	509	-3		-0.6	
林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	III	農道延長（1mあたり）	57	57	0		0.0	
			市町村所有森林面積（1haあたり）	22,500	22,500	0		0.0	
地域振興費	人	I	米軍人口	67,000	67,000	0		0.0	
			米軍基地面積（1kmあたり）	6,200,000	6,200,000	0		0.0	
			自衛隊基地面積（1kmあたり）	800,000	800,000	0		0.0	
		III	外国青年招致人員	5,900,000	5,900,000	0		0.0	
			算入率 0.8	算入率 0.8					

事業費補正算入率の一覧表

(1) 地方負担額

費目		30年度算入率	29年度算入率
その他の土木費 農業行政費	産炭就労事業等	0.6	0.6
	国営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成22年度迄実施事業分)	0.3 ※	0.3 ※
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成23年度以降実施事業分)	0.2 ※	0.2 ※
	森林総合研究所土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成22年度迄実施事業分)	0.3 ※	0.3 ※
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成23年度以降実施事業分)	0.2 ※	0.2 ※
	水資源機構営土地改良事業		
	(平成13年度以前に償還を開始したもの)	0.35	0.35
	(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成22年度迄実施事業分)	0.3 ※	0.3 ※
(平成14年度以後に償還を開始したもの：平成23年度以降実施事業分)	0.2 ※	0.2 ※	

※ ダム以外の算入率。(ダムの算入率はそれぞれ0.45)

※ 「森林総合研究所」の20年度以前の名称は「緑資源機構」である。

(2) 元利償還金(事業費補正における公債費算入分)

費目	元利償還金(利子償還金)	30年度算入率	29年度算入率
消防費	施設整備事業債(一般財源化分 消防防災設備整備)	0.7	0.7
道路橋りょう費	公共事業等債(高規格幹線道路建設事業分(高速自動車国道除く))	0.5	0.5
	公共事業等債(旧地方道路・通常分及び臨時一般充当率)	0.3	0.3
	公共事業等債(復興特別分)	0.8	0.8
	公共事業等債(離島の防災機能強化・道路)	0.5	0.5
港湾費	公共事業等債(港湾・漁港)	0.5	0.5
都市計画費	地下鉄事業統特別債	0.45(利子償還金のうち1.2%を上限)	0.45(利子償還金のうち1.2%を上限)
	地下鉄再特別債	元金償還金の0.45	元金償還金の0.45
	地下鉄事業出資債・補助金債(公営)	0.45(H13許可債までは0.6)	0.45(H13許可債までは0.6)
	地下鉄事業出資債・補助金債(第三セクター)	0.45(H13許可債までは0.5)	0.45(H13許可債までは0.5)
	ニュータウン鉄道事業出資債・補助金債(公営)	0.45(H13許可債までは0.6)	0.45(H13許可債までは0.6)
	ニュータウン鉄道事業出資債・補助金債(第三セクター)	0.3(H13許可債までは0.6)	0.3(H13許可債までは0.6)
	都市モノレール事業等出資債(公営)	0.45(H13許可債までは0.6)	0.45(H13許可債までは0.6)
都市モノレール事業等出資債(第三セクター)	0.3(H13許可債までは0.6)	0.3(H13許可債までは0.6)	
下水道費	下水道通常分	0.16～0.44	0.16～0.44
	下水道事業債臨時措置分	1.0	1.0
	下水道事業債(広域化・共同化分)	0.5	0.5
	下水道資本費平準化債	0.5	0.5
	下水道事業債特別措置分	0.7	0.7
その他の土木費	自然災害防止事業債	0.285(財政力補正により最大0.57)	0.285(財政力補正により最大0.57)
	旧まちづくり交付金事業債	0.1	0.1
	旧地域住宅交付金事業債	0.1	0.1
	旧産炭地域開発就労事業等	0.6	0.6
	新幹線鉄道整備事業に係る地方債	0.5	0.5
	地震防災対策事業債(Is値0.3未満)	0.7	0.7
	地震防災対策事業債(従来分)	0.5	0.5
	学校教育施設等整備事業債(非構造部材・特定天井分(小・中学校以外))	0.7	0.7
	学校教育施設等整備事業債(非構造部材・特定天井以外分(小・中学校以外))	0.5	—
	学校教育施設等整備事業債(特別支援学校(小・中学部)大規模改造・単独分)	0.5	—
	学校教育施設等整備事業債(特別支援学校(小・中学部)大規模改造・補助分)	0.3	—
	学校教育施設等整備事業債(特別支援学校(小・中学部)長寿命化改良・補助分)	0.3	—
	並行在来線補助金債(JRからの譲渡資産分)	0.45	0.45
	並行在来線補助金債(新たな設備投資分)	0.3	0.3
	地域鉄道に係る補助金債	0.3	0.3
	小学校費及び中学校費	学校教育施設等整備事業債(建物分)(平成3年度以前及び6年度以降)	0.7
学校教育施設等整備事業債(建物分)(平成4及び5年度)		0.5	0.5
学校教育施設等整備事業債(学校プール分)(平成4及び5年度を除く)		0.3	0.3
学校教育施設等整備事業債(給食施設分)		0.2	0.2
学校教育施設等整備事業債(大規模改造(単独分))		0.3(H13許可債までは0.5)	0.3(H13許可債までは0.5)
学校教育施設等整備事業債(武道場分)※中学校費のみ		0.3(H13許可債までは0.5)	0.3(H13許可債までは0.5)
学校教育施設等整備事業債(地防法Is値0.3未満)		0.7	0.7
学校教育施設等整備事業債(地防法Is値0.3以上)		0.5	0.5
学校教育施設等整備事業債(非構造部材・特定天井分)		0.7	0.7
学校教育施設等整備事業債(非構造部材・特定天井以外分)		0.5	0.5

費 目	元利償還金 (利子償還金)	30 年度算入率	29 年度算入率
高 等 学 校 費	旧臨時高等学校整備事業債 (単独の大規模改造、老朽施設改築事業分) (平成19年度以前)	0.4 (H10 許可債までは 0.5)	0.4 (H10 許可債までは 0.5)
社 会 福 祉 費	施設整備事業債 (一般財源化分 次世代育成支援対策施設整備交付金)	0.7	0.7
	施設整備事業債 (一般財源化分 社会福祉施設等施設整備補助金・負担金)	0.7	0.7
高齢者保健福祉費 (65歳以上)	施設整備事業債 (一般財源化分 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)	0.7	0.7
清 掃 費	一般廃棄物処理事業債 (単独事業分)	0.3 (H13 許可債までは算入率複数)	0.3 (H13 許可債までは算入率複数)
	一般廃棄物処理事業債 (単独事業分以外)	0.5 (H13 許可債までは算入率複数)	0.5 (H13 許可債までは算入率複数)
農 業 行 政 費	公共事業等債 (農業農村整備事業分)	0.5	0.5
林野水産行政費	一般単独事業債 (ふるさと一般林道分)	0.3	0.3
地 域 振 興 費 (人 口)	地域活性化事業債 (一般分)	0.3	0.3
	地域活性化事業債 (定住自立圏推進事業分)	0.35	0.35
	(旧) 地域総合整備事業債 (特別分等)	0.3 (財政力補正により最大 0.55)	0.3 (財政力補正により最大 0.55)
	地域総合整備資金貸付事業債 (利子分) (除用地)	0.75	0.75
	地域総合整備資金貸付事業債 (利子分) (用地)	0.5	0.5
	一般単独 (一般) 事業債 (半島振興道路整備事業分)	0.3	0.3
	防災対策事業債 (防災基盤整備事業分 デジタル化関連事業等)	0.5	0.5
	防災対策事業債 (防災基盤整備事業分 デジタル化関連事業等以外)	0.3	0.3
	防災対策事業債 (公共施設等耐震化事業分 Is 値 0.3 以上)	0.5	0.5
	防災対策事業債 (公共施設等耐震化事業分 Is 値 0.3 未満)	0.67	0.67
	消防広域化事業債	0.3	0.3
	合併特例事業債 (合併旧法分、合併新法分のうち行政コスト合理化事業分以外)	0.5	0.5
	合併特例事業債 (合併新法分のうち行政コスト合理化事業分)	0.4	0.4
	公共施設最適化事業債	0.5	0.5
	公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業分)	0.5	—
	公共施設等適正管理推進事業債 (長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、市町村役場緊急保全事業分)	0.3	—
一般補助施設整備事業債 (まち・ひと・しごと創生交付金事業分)	0.3	0.3	
一般単独事業債 (被災施設復旧関連事業債分)	0.7	0.7	
公共事業等債 (津波避難対策緊急事業)	0.5	0.5	
地 域 振 興 費 (面 積)	公共事業等債 (河川事業分)	0.5	0.5

市町村民税所得割の単位税額

(単位：円)

項 目	30年度	29年度
単位税額	129,000	129,100
全国平均単位税額	—	126,487

※全国平均単位税額は、課税状況調の数値から算出した実績値

市町村民税法人税割の推計伸率及び精算方法

項 目	30年度	29年度
推計伸率	1.13	1.07
精算方法（精算額）	○N－1年度分：1/3 ○N－2年度分：当該未精算額の1/2 ○N－3年度分：当該未精算額の全額	

利子割交付金の精算方法

項 目	30年度	29年度
精算方法（精算額）	○N－1年度分：1/3 ○N－2年度分：当該未精算額の1/2 ○N－3年度分：当該未精算額の全額	

不交付団体数の推移（当初算定ベース）

年 度	全 国 市町村	府 内 市町村	団 体 名							
			豊中市	吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
8年度	(1) 141	8	豊中市	吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
9年度	(1) 121	8	豊中市	吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
10年度	(1) 118	8	豊中市	吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
11年度	(1) 84	4		吹田市			泉佐野市	摂津市	高石市	田尻町
12年度	(1) 77	4		吹田市		箕面市			高石市	田尻町
13年度	(1) 95	5		吹田市		箕面市	泉佐野市		高石市	田尻町
14年度	(1) 104	5		吹田市		箕面市	泉佐野市	摂津市		田尻町
15年度	(1) 114	3		吹田市		箕面市				田尻町
16年度	(1) 133	4		吹田市		箕面市		摂津市		田尻町
17年度	(1) 138	4		吹田市		箕面市		摂津市		田尻町
18年度	(1) 169	6		吹田市	茨木市	箕面市		摂津市	高石市	田尻町
19年度	(1) 186	5		吹田市	茨木市	箕面市		摂津市		田尻町
20年度	(1) 177	5		吹田市	茨木市	箕面市		摂津市		田尻町
21年度	(1) 151	6		吹田市	茨木市	箕面市	泉佐野市	摂津市		田尻町
22年度	(1) 74	2						摂津市		田尻町
23年度	(1) 58	2						摂津市		田尻町
24年度	(1) 54	1								田尻町
25年度	(1) 48	1								田尻町
26年度	(1) 54	1								田尻町
27年度	(1) 59	1								田尻町
28年度	(1) 76	1								田尻町
29年度	(1) 75	2						摂津市		田尻町
30年度	(1) 77	1								田尻町

注)

() 内は東京都特別区で外数である。

平成 17 年度までは、財源超過団体のうち合併算定替を適用した結果、普通交付税の交付を受けることになった団体は交付団体として計上していたが、平成 18 年度以降については、不交付団体として計上している。

茨木市は平成 21 年度において財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。